

令和4年度

財政援助団体等監査報告書

銚田市監査委員

令和4年度財政援助団体等監査報告書

1 監査の種類

地方自治法第199条第5項及び第7項に規定する監査

2 監査の対象

対象団体 一般社団法人 銚田市観光物産協会
公益社団法人 銚田市シルバー人材センター

3 監査実施日

令和5年2月8日

4 監査実施内容

財政援助団体等の関係業務の合規性及び出納その他の財務事務の執行及び施設運営の適正性を主眼として監査を実施した。

監査にあたっては、上記団体に係る出納その他の事務の執行について、提出された資料及び提示のあった出納関係帳票その他関係書類を検査し、関係諸帳簿を照会し、関係職員から聴取する等その他必要と認めた監査手続を実施した。

5 監査書類

○一般社団法人 銚田市観光物産協会

- ・令和3年度事業実績報告書
- ・令和3年度収支決算報告書
- ・令和4年度事業計画書
- ・令和4年度収支予算書
- ・令和3年度事業実施概要
- ・契約関係書類
- ・出納関係帳簿

○公益社団法人 銚田市シルバー人材センター

- ・令和3年度事業実績報告書
- ・令和3年度収支決算報告書
- ・令和4年度事業計画書
- ・令和4年度収支予算書

- ・ 正味財産増減計算書
- ・ 貸借対照表
- ・ 財産目録
- ・ 契約関係書類
- ・ 出納関係帳簿

6 監査結果

監査対象となった予算及び事務事業の執行については、いずれの団体も概ね適正に事務が執行されていると認められた。

7 総括意見

一般社団法人銚田市観光物産協会については、設立2年目の若い団体であるため、定款に基づいた経営がなされているかに重点を置いて監査を行い、適正に経営が行われていることを確認した。また、市からの補助金事業について確認し、適正に処理されていることを確認した。なお、さんて旬菜館の指定管理を請けていることから、活用の促進を図り、収益の拡大に努め、団体経営について早期の自立を図られたい。

公益社団法人銚田市シルバー人材センターについては、適正に管理運営が行われていることを確認した。また、補助金がセンターの経営に、適正に活用されていることを確認した。しかしながら、登録会員数が減少傾向にあり、事業を継続していくにあたり、担い手の不足が深刻な問題となることが懸念されるため、会員数の増加を図られたい。